

紀美野町第3回臨時会会議録

令和2年5月18日（月曜日）

○議事日程（第1号）

令和2年5月18日（月）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について)
- 第 5 議案第41号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第44号 令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について
- 第 9 議案第45号 令和2年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 第10 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)

○追加議事日程（第1号の追加1）

- 第 1 要望第1号 新型コロナウイルス感染症防止に伴う住民支援策の要望について（委員長報告）
-

○会議に付した事件

日程第1から第10まで

追加議事日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君

3番	藤井基彰君
4番	上柏皖亮君
5番	七良浴光君
6番	田代哲郎君
8番	北道勝彦君
9番	向井中洋二君
10番	美野勝男君
11番	美濃良和君
12番	伊都堅仁君

○欠席議員

2番	廣瀬隆一君
7番	西口優君

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	東中啓吉君
総務課長	細峪康則君
税務課長	湯上増巳君
保健福祉課長	森谷善彦君
産業課長	吉見将人君
教育次長	曲里充司君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局長 中谷昌弘君

次 長 井戸向 朋 紀 君

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

廣瀬議員及び西口議員から欠席届が出ていますので報告します。

開 会

○議長（伊都堅仁君） ただいまから令和２年第３回紀美野町議会臨時会を開会します。

（午前 ９時００分）

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、８番、北道勝彦君、９番、向井中洋二君を指名します。

◎日程第２ 会期の決定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、上柏皖亮君。

（議会運営委員長 上柏皖亮君 登壇）

○議会運営委員長（上柏皖亮君） 皆さん、おはようございます。

去る５月１４日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期は、本日５月１８日の１日限りと決定しました。

議事日程につきましては、さきに配付しております議事予定日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 上柏皖亮君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま報告のとおり、本日１日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告、令和元年度定期監査に関する報告及び令和元年度財政援助団体等監査に関する報告が提出されております。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

次に、本日までに受理した要望は、お手元に配付しましたとおり、要望文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託しましたので御報告します。

本臨時会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から臨時会招集の挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和 2 年第 3 回、紀美野町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方には、何かとお忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、全国に発せられていました緊急事態宣言につきましては、和歌山県は去る 5 月 14 日に解除されましたが、まだまだ収束にはほど遠く、緊張感を持って対応していかなければならないと考えております。

新型コロナウイルス感染症に対し、県においても支援策が打ち出されていますが、町独自の対策として、先般、御可決いただいたマスクを全世帯に配付する施策に続き、このほど町民 1 人当たり 1 万円を全町民に生活支援として給付するための費用、8,689 万 4,000 円を盛り込んだ補正予算を、5 月 12 日に専決処分をしたことについての御報告をさせていただきます。

既に御可決いただいた 1 人 10 万円の特別定額給付金事業とマスク配付の準備も順調に進み、特別定額給付金の申請書とマスク引換券に加え、町独自の生活支援給付金の申請書も同じ封筒に入れ、5 月 15 日から郵送開始をいたしました。かねてから町独自の生活支援の給付を検討しておりましたが、まちの生活支援給付金の申請が、国の 10 万円の特別定額給付金と一緒に申請できれば、町民の皆さんの手間も少なくなり、喜んで

いただけるものと考え、なおかつスピード感も重視した結果、専決処分した次第でございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、町独自の生活支援給付金の財源は、いざというときのための財政調整基金を取り崩して充ててもらいます。この財政調整基金には、日頃、多くの皆様に御協力をいただいている公共事業に伴う建設残土処理手数料による財源も活用させていただいております。

また、マスクの配付につきましては、今週の21日、22日の両日は、町内10か所で午前9時から午後7時まで。また、23日、24日の土曜、日曜には、3施設で午前9時から午後5時までマスクをお渡しできるよう準備を進めているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、町内の経済活動も停滞している状況の中、町といたしましては、町内の小売店等を利用いただくことにより、まちの活性化や移動制限政策にもつながるため、町民1人当たり5,000円の紀美野町商品券を配付することといたしました。また、町内の農家を含む事業所向けには、感染症対策の協力給付金として、個人事業者には10万円、法人事業者には20万円を給付することとし、今回の臨時会にそれらの費用を予算計上をさせていただきました。

さて、この臨時会に上程いたしております案件は、議案第40号から議案第45号までの6件であります。専決処分の承認を求める案件、介護保険条例の一部改正の案件、天文台工事請負契約の締結についての案件が2件、令和2年度紀美野町一般会計と介護保険特別会計の補正予算に係る案件でございます。後ほど担当課長より詳しく御説明を申し上げますので、御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で諸般の報告を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時09分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時40分)

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

ただいま産業建設常任委員長から、要望第1号に係る委員会審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、要望第1号、新型コロナウイルス感染症予防に伴う住民支援策の要望についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 要望第1号 新型コロナウイルス感染症防止に伴う住民支援策の要望について（委員長報告）

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第1、要望第1号、新型コロナウイルス感染症防止に伴う住民支援策の要望について議題とします。

要望について委員長から審査経過及び結果の報告を願います。

産業建設常任委員長、向井中洋二君。

（産業建設常任委員長 向井中洋二君 登壇）

○産業建設常任委員長（向井中洋二君） それでは、産業建設常任委員長、要望、審査経過、結果報告について。

本日付託されました要望第1号、新型コロナウイルス感染症防止に伴う住民支援策の要望について慎重に審査を行いました。その経過及び結果を報告いたします。

新型コロナウイルス感染予防拡大防止を受け、全国的に人と人との接触を避けるため、各種イベントの中止や在宅勤務制度の導入、不要不急の外出自粛等の制限を受けている状況において、当町におきましても、町民は不安が募り、また商工経営についても環境の悪化により、日々不安な毎日を過ごしていると思われます。

このような状況下において、町民の心に寄り添った支援を行うとともに、紀美野町経済の活性化の一助となるような対策が必要であり、早期に対応すべきと判断に至りました。

以上のことから、要望第1号は採択すべきものと決しました。新型コロナウイルスの早期終息を切に願い、報告を終わります。

(産業建設常任委員長 向井中洋二君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。
これから要望第1号に対し討論を行います。
反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。
これから要望第1号を採決します。
要望第1号に対する委員長報告は採択です。
委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。
したがって、要望第1号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第4 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)について)

○議長（伊都堅仁君） 日程第4、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)について）を議題とします。
説明をお願いします。
総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の1ページをお開きください。
議案第40号、専決処分の承認を求めることについて。
令和2年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和2年5月18日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次の２ページを御覧ください。

専決処分書でございます。令和２年度紀美野町一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和２年５月１２日 紀美野町長 寺本光嘉

専決処分した理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策に伴い、所要の補正を行う必要が生じたためでございます。

もう少し詳しく申し上げますと、先ほどの町長の挨拶の中でも触れさせていただきましたが、生活支援策として全町民に１万円を給付する町独自の生活支援給付金の申請について、国の１万円の特別定額給付金と一緒に申請ができれば、町民の皆さんが申請する際、記入などの手間が少なくなると考え、特別定額給付金の申請書とマスク引換券に加えて、生活支援給付金の申請書も同じ封筒に入れ、３点を１セットにし郵送することができたのであります。

次の３ページをお開きください。

令和２年度紀美野町一般会計補正予算（第２号）。

令和２年度紀美野町の一般会計補正予算（第２号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８,６８９万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８０億９,６９７万１,０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年５月１２日 紀美野町長 寺本光嘉

続いて、予算書に関する説明書の３ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、１９款繰入金、１項１目財政調整基金繰入金８,６８９万４,０００円の増額補正で、基金を取り崩して繰り入れてございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。次の４ページをお開きください。

２款総務費、１項１３目に生活支援給付金給付事業費を新たに設け、８,６８９万４,０００円を計上してございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、特別定額給付金と同様で、令和２年４月２７日に住民基本台帳に登録のある町民１人当たり１万円の給付を行うもので、世帯単位で支給する経費でございます。

以上、議案第４０号、令和２年度紀美野町一般会計補正予算（第２号）の専決処分の

説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) これから質疑を行います。

5 番、七良浴 光君。

(5 番 七良浴 光君 登壇)

○5 番 (七良浴 光君) 4 ページの歳出 2 款総務費、1 項総務管理費、1 3 目生活支援給付金給付事業費の 1 8 節で、生活支援給付金 8,640 万円計上されております。この金額については大変ありがたいことだというように思うんですが、先般、各家庭へ給付申請書が送付されてきました。その内容を見てみると、国の特別定額給付金申請書と内容がそのままでなく、同じでなく、給付申請書に準じてというような形での明記をされておるんですが、ある住民の方から、国の特別定額給付金は申請するんだけど、町の生活支援給付金については辞退したいという人は、どのような申請をしたらいいのかと。1 家庭全ての人が辞退をするのであればいいんですけども、その中の数名の住民の方が辞退をしたいという人については、どのような申請の仕方をするのか、これでは申請ができないという話がありましたんで、その点について明確な答弁を願いたいと思います。

(5 番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、七良浴議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

紀美野町の生活支援給付金というのは、その申請のところに希望される方は下記申請書、太枠内に記入をして、そして投函をしてくださいというふうに書かせていただいております。問合せ等、確かにあることは事実でありまして、そして現在のところは 10 万円の申請と 1 万円の申請は 100%こちらに 150 通、土曜日現在で 150 通の返信封筒を開けさせてもうたら、150 人のうち全員申請するというふうに戻ってきておりました。そういう面では、ある意味、安堵したわけなんですけど、今、七良浴議員おっしゃったとおり、全て世帯主さんだけじゃなくて、世帯員さんも果たしてそういうふうになて希望しているのかというところについては、こちらでは把握はできておりませんので、もし辞退されるという方があれば、そういう方があれば、問合せをしていただい

て、そしてこちらで答えをさせていただくという方法しか、現在はないのかなというふうに考えております。ただ、こちらとしましては、町の皆様方には、この新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、生活に不安を当然感じていらっしゃると思うんで、私どもとしては、全ての皆さんにとにかく受けていただいて、その上で皆さんがどう使われようと、それはその後のことであるんで、全ての皆さんに10万円と合わせて1万円の給付金、これも受けていただくというスタンスでいきたいと思いますので、何とぞ御理解をいただきたいと存じます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） ただいま総務課長からお話をいただいたんですが、問合せがあったということは、私が聞いた住民以外にもあったのではないかなと思います。それで、今の答弁の中で問合せをしていただいたらと、こういう説明というか答弁でありましたけども、問合せをしてくださいとかという文言が入ってないがために、あくまでも役場から紀美野町生活支援給付金についてと、こういう文面をそのまま各家庭へ配付している段階では、本当に問合せをしていいのかどうかも判断がつかないこともあろうかと思いますが、そういう方の対応については、どういったことを考えているのか。

それからもう一つ、先ほど総務課長の答弁の中にありました生活支援給付金であるので、皆さんがそれを受けていただいて活用していただいたらと、こういう話でありましたけども、それはあくまでも役場サイドで、そういう考え方の下で支援給付金を給付するということを決めたのではないかと、こう思いますので、やはり私が最初、質問をさせていただいたように、特別定額給付金の申請のように、やはり個人の考えを反映できるというような形式にすべきであったんじゃないかというように思うんですが、再度、答弁を願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 本当にもっと住民の視点でこの申請書を作れば、さらに町民の方々にもすぐ分かっていただけるものであったかと思うんで、その点については大変申し訳なく思います。

なお、当然個別の対応をすると同時に、すぐにでもホームページ等にも載せて、できるだけ住民さんの御意向に沿えるような形で対応も考えておりますので、どうか御理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（伊都堅仁君） 5 番、七良浴 光君。

○5 番（七良浴 光君） 今、答弁をいただいたことでよく分かったんですが、この給付金申請書の中のどこかの場所に、うち 1 名は辞退するとかという文言を書いてもらうとか、そういうような形で対応したらいいのではないかと、このように思うんですが、そこらの考えについて最後に答弁願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 七良浴議員の御質疑にお答えをいたしたいと思いますが、確かに議員おっしゃられるように、そうした特異な例、そうしたこともあろうかと思えます。それについてはこちらのほうで、ちょっと一言抜けておったということで、おわびを申し上げたいと思います。

しかしながら、この給付金の使用目的、これについては個々に違うと思います。したがって、やはり相談を受け、そして例えばその金を、給付金を、私はふるさと納税したいんやと言われれば、ふるさと納税の仕方をこちらのほうで指導する。そうしたこともあろうかと思えますので、個々にやはり対応しながら、その人の相談に乗っていくというのが基本であろうと思いますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 40 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 40 号、専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号、専決処分について承認を求める件は承認することに決定

しました。

◎日程第5 議案第41号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第5、議案第41号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明をお願いします。

保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案書の6ページをお開きください。

議案第41号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町介護保険条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月18日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、低所得者の第1号保険料の軽減強化を行うため、令和2年度の介護保険料率を改めるため、紀美野町介護保険条例の改正を行うものであります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、新旧対照表の1ページも併せて御覧ください。

改正内容につきましては、消費税が10%に引き上げられたことに伴い、介護保険法施行令等が改正され、所得の少ない方の介護保険料を軽減するものです。令和元年度は消費税引上げ時期が令和元年10月からの実施のため、介護保険料の減額幅を2分の1で実施しましたが、令和2年度は消費税率10%の引き上げの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施するものでございます。つきましては、第4条第2項中の令和元年度から令和2年度までの各年度を令和2年度に、また介護保険料の第1号、いわゆる第1段階の生活保護の受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員の住民税が非課税及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方の介護保険料は、年額3万510円であったものを2万4,408円に改め、介護保険料の軽減を行うものでございます。

また、同条第3項中の令和元年度から令和2年度までの各年度を令和2年度に、また介護保険料の第2号、いわゆる第2段階の世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円から120万円までの方の介護保険料は、年額5万8

50円を4万680円に改め、介護保険料の減額をするものでございます。

また、同条第4項中の令和元年度から令和2年度までの各年を令和2年度に、また第3号の世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方の介護保険料は、年額5万8,986円を5万6,952円に改めて、介護保険料を減額するものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものです。

また、経過措置として改正後の紀美野町介護保険条例第4条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものです。

以上、簡単ですが議案第41号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番（田代哲郎君） 介護保険被保険者のうち低所得者、第1段階から第3段階までの被保険者の介護保険料を減免するという条例なんですが、第1段階、第2段階、第3段階、それぞれの被保険者数、その被保険者数が介護保険被保険者の総数に占める比率等につきまして答弁を求めます。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時07分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時07分)

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、田代議員の御質疑にお答えします。

今回の介護保険料の軽減対象である第1段階から第3段階の被保険者の人数ですが、第1段階については約1,010人、それから第2段階は470数名、それから第3段階は380人でございます。それぞれの第1号被保険者数における割合ですが、第1段階は24.8%、第2段階は11.9%、第3段階は9.4%でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 第1段階の被保険者数は全体の被保険者数に占める割合の24.8%というのは、かなり高いように感じるのですが。生活保護受給者の被保険者というのはそんなに多いんですか。いわゆる低所得者が多いということになりますが、その辺の認識はどうされているのかお伺いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の再質疑にお答えします。

第1号被保険者については、1,000人ぐらいの対象者があるんですけども、その中に生活保護の受給者、かなり比率としては高い状況ですが、生活保護受給者については、町全体で正確な数字は不確かなんですけど50名程度でございますので、その中で高齢者ということになると、70%ぐらいということなので、40人ぐらいが対象になるかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） この比率からいうと、介護保険受給者の被保険者だけに限らず、やはり低所得者の比率が、特に高齢者の場合高いのかなというふうに思いますが、その辺についての認識をお伺いします。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の再々質疑にお答えします。

確かに御指摘のとおり、介護保険料第1号被保険者に対する第1段階の対象者については4分の1ということで、非常に高い状況でございますので、その辺りについて、今回、消費税10%の引上げに伴って、約年間6,100円ほどの減額となったところについては対応できたのかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第４１号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります

これから議案第４１号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第４２号 工事請負契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第６、議案第４２号、工事請負契約の締結について
（令和２年度星の動物園大型展望デッキ新設・バンガロー周辺等改修工事）を議題とします。

説明をお願いします。

教育次長、曲里君。

（教育次長 曲里充司君 登壇）

○教育次長（曲里充司君） 議案書の８ページでございます。

議案第４２号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和２年５月１８日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の目的でございます。令和２年度星の動物園大型展望デッキ新設・バンガロー周辺等改修工事でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額は７，４８２万８，６００円でございます。契約の相手方は、和歌山県岩出市中黒１６４番地の４、株式会社 藤平組、代表取締役 藤平良光でございます。

この工事は、星の動物園月の館前の芝生の空の庭に南側にせり出すように、奥行き6メートル、幅45メートルの大型展望デッキを新たに整備いたしますのでございます。

また、バンガローのウッドデッキスペースの拡張や、バンガローへのアプローチ等の整備も行う工事でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第42号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) この件でございますけれども、この間、天文台についてもかなりお客さんというんですか、利用者が増えてきているようでありますけれども、それで予算も通って、今回に来たわけでございますけれども。ちなみに、この入札における落札率と、それから入札に参加した業者、それぞれの応札金額についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、7,000万円ですから、町内業者でも、これお聞きしてみないと分かんのですけれども、町内業者で十分できたんじゃないかというふうな点もございすけれども、その辺のところを合わせてお聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長(曲里充司君) まず、落札率でございます。税抜きでは86.00%となっております。

応札した業者でございますが10者になります。12者指名を行いまして、2者辞退されまして10者でございます。順番に落札業者と価格を申し上げていきます。価格は税抜きの価格で申し上げていきます。

株式会社保田組7,830万円、株式会社初島組7,510万円、三友工業株式会社7,910万円、株式会社丸山組7,900万円、株式会社藤平組6,802万6,000円、株式会社小池組7,670万円、中平建設株式会社7,600万円、三洋建設株式会社7,910万円、株式会社浅川組7,760万円、株式会社ケイズ7,910万円でございます。

す。

全て県内業者での指名とはなっております。議員、先ほど御指摘をいただきましたが、これぐらいの規模でありますと下請ということも十分考えられるような事業となっております。ですので、下請できる特定建設業の許可ということを、今回、業者選定の段階での指名基準の中で入れさせていただきました。その関係上、町内業者がない状態にはなっておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、次長さんもおっしゃられましたけれども、下請に入れることも考えて業者の選定をしたと。そういうふうなことでございましたけれども、分離発注できたんではないですか。バンガローですよね、これについてもやられるということございまして、分離発注して、専門的な機械ですね、デッキを張っていくというふうなことで、それが中心かというふうに思いますけれども。バンガローはその点では分離発注すればいいんじゃないかというふうに思いますが、その辺についてはどういう判断をされたんですか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 分離発注できなかったのかということでございますが、分離発注しますと業者数も増えることになります。今回、星の動物園ということで、もう限られた敷地内、狭い敷地内での施工となってきますので、同一敷地内ではほぼ同時期に施工ということが考えられます。工事工程の作業調整等も非常に困難ということも予想されますので、今回、施工が完全な切離しが難しいということで判断させていただいております。

以上、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） ちなみにバンガローは幾らですか、これ3棟ありましたよね。それぞれ3棟についてやられてますけれども。それから、工程表を作っていく場合に、分離発注しようがしまいが、それぞれの業者が要ると。そういうふうに考えれば、工事の関係をうまくそれぞれに入ってもらえるような状況を作れたんじゃないかというふうに思うんですけれども、もう一度それについてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） まずはバンガローの関係の部分につきましては、約4,000万円弱の金額になってございます。もちろん工事箇所が山の中ということで、至る道路につきましても限られた道路を利用してということで、また限られた敷地内での施工ということになります。たくさんの工事が重なってきますので、できるだけ業者数を減らして、調整の数を減らすということで今回、このような形で議案のほうを上程させていただいてますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前10時22分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時24分）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

1番、桐山尚己君。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） 先般の当町の建設課長逮捕、起訴という事件の直後の案件でありますから、相当執行部側としても慎重な対応をされたことかというふうに推察をいたします。まだ当該事件の原因究明や対応に関しては十分にできていないというふうに思うわけですが、そういった中でこういった点に注意をされて、今回のこの選定を行われたのかということをお聞かせください。

以上です。

（1番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時26分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 27 分)

○議長 (伊都堅仁君) 副町長、小川君。

(副町長 小川裕康君 登壇)

○副町長 (小川裕康君) 桐山議員の御質疑にお答えをいたします。

質問の要旨は、業者選定というふうに承ったんですが、業者選定につきましては、先ほど教育次長もお答えいたしましたように、12 者を指名したということはそのとおりでございまして、さきの事件を受けて、入札契約等々について協議をまだ今しているところとございまして、最終的に従来のやり方を変えるにつきましては、この事件の裁判の結論というのはまだ出てないということが 1 つございますが、町といたしましては、入札制度検討委員会も協議しておりますし、監査委員さんとも協議をしているところとございますので、今回のこの入札につきましては、従来の方法でやりました。その結果につきましては、検証ということで業者選定委員会でチェック、確認もしたところとございます。これは 4 月 22 日に入札を執行したんですけれども、5 月 1 日の業者選定委員会でも、この確認というのはしてございますので、以上、答弁といたします。

以上です。

(副町長 小川裕康君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 1 番、桐山尚己君。

○1 番 (桐山尚己君) 再度確認いたしますけれども、従来と全く同じやり方であったと、そういうことですか。そういう理解でよろしゅうございますか。

○議長 (伊都堅仁君) 副町長、小川君。

○副町長 (小川裕康君) 今回の工事は、予定価格が 5,000 万円以上でございまして、最低制限価格の設定というのはございません。低入札制度ということに、そういう調査対象の事業でありますので、最低制限価格の設定はございませんが、最低制限価格の設定の仕方について、従来から今後見直していこうということで、今、協議をしているんですけれども、その最終的な案ですよ、いつからこういう形でするところの決定にまでは至っていないという状況です。

○議長 (伊都堅仁君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) この入札制度のこととございますが、この制度につきましては、従来のその制度を今も維持していると。そして、また今おっしゃられたように、

その問題があったということに対して、今、その入札制度をどう改善していったらいい
んか、今検討をしておりますので、いましばらく今の制度を、現行制度をし、そして検
討した結果、そうしたことでまた皆さん方にお諮りをしていきたい、そのように思っ
ておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第４２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります

これから議案第４２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第４３号 工事請負契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第７、議案第４３号、工事請負契約の締結について
(令和元年度（繰越）星の動物園星の塔最上階ベランダ・天体観測ドーム改築工事)を
議題とします。

説明を願います。

教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 議案書の９ページでございます。

議案第４３号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月18日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の目的でございます。令和元年度繰越事業になります。星の動物園星の塔最上階ベランダ・天体観測ドーム改築工事でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額は2億1,670万円でございます。契約の相手側は、和歌山市六番丁26番地、株式会社 小池組、代表取締役 小池康之。この工事につきましては、星の動物園の老朽化した星の塔のドームを撤去し、水平開閉式の直径9メートルのドームへの取替えを行います。また、星の塔の老朽化したベランダについて、支える斜材、水平材をH型鋼に、床板をデッキ専用合板材に張替えを行う工事でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第43号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 少しお聞きしたいと思います。ちなみにこの入札に参加した業者、それから金額をお聞かせいただきたいと思います。それから落札率。それから工期ですね、お示しいただきたいと思います。また2回目以降にまたお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長(曲里充司君) まず、指名業者数でございます。こちらのほうも12業者を指名いたしまして、2業者が辞退されまして10業者になってございます。価格のほうも、また税抜きのほうで申し上げさせていただきます。

株式会社保田組2億3,378万円、株式会社初島組2億1,900万円、三友工業株式会社2億3,400万円、株式会社丸山組2億3,380万円、株式会社藤平組2億916万8,000円、株式会社小池組1億9,700万円、中平建設株式会社2億2,600万円、三洋建設株式会社2億4,120万円、株式会社浅川組2億3,700万円、

株式会社ケイズ 2 億 3, 8 0 0 万円でございます。

落札率でございますが、8 0 . 0 6 %でございます。税抜きで計算してございます。
工期につきましては、令和 3 年 2 月 1 9 日を工期の末日と定めさせていただいております。

以上でございます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 1 1 番、美濃良和君。

○1 1 番 (美濃良和君) 令和 3 年 2 月 1 9 日、これ恐らく、さきの工事と同じではないかというふうに思うんですけども、工期ですね。今おっしゃられたこういうことで事業が進んでいくと。だから、さっきの部分をできるだけ時間を取らないように、分離をせずにやったということであるかというふうに思うんですけども、そうであるならば、道路とかその辺のところを、先ほどの説明でありましたけれども、またさらに 2 億 1, 0 0 0 万円からの工事をする場合に、そういうことも考えて、できるだけ工事がしやすいようにしながら進めていかなければ、先ほどのところで分離もできないというようなことでしたら、この工期が大丈夫になるのか、その辺のところについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

○教育次長 (曲里充司君) 応札していただいた業者が、工期の令和 3 年 2 月 1 9 日をちゃんと御認識いただいた上で、応札されているということで認識を持ってございます。

以上でございます。

○議長 (伊都堅仁君) 1 1 番、美濃良和君。

○1 1 番 (美濃良和君) 先ほどの 1 回目の初めの説明で、ドームの上の部分、ドームごしというんですか、替えてまうんだと。そうしなければ確かに開閉するドアというんですか、そういうものが形式が変わってまうようなので、今のやつに、その部分だけ替えることはできないというふうに思うんですけども。相当の仕事になってくるかというふうに思うんです。

この 2 つの、先ほどの 7, 0 0 0 万円からのところと、それから 2 億円、これは同時に進めていくということについては大丈夫ということであるということですけども、これは先ほどは 5 月からって言いましたよね、工事が。今回もその工期、来年の 2 月 1

9日まで、それは始まっていくのは5月。5月ったらもう始まってるか、その辺のところについてはどうなんですか。今後、工事が始まっていくというのは、いつから始まっていくんですか。本当にその工期が守れるのかどうか、その辺についてはどうであるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） これは仮契約になってございます。業者のヒアリングも済ませた中で、その中でも工期の確認はきっちりさせていただいています。今の情勢からいきますと、コロナの関係でどういうふうな形でなるかというのは、非常に不確定な部分もありますが、そういうふうな要素を除けば、工事業者的には全く問題ない工事ということでお伺いはしておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第43号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第44号 令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第8、議案第44号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について議題とします。

説明をお願いします。

総務課長、細峪康則君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細谷康則君） それでは、議案書の１０ページをお開きください。

議案第４４号、令和２年度紀美野町一般会計補正予算（第３号）。

令和２年度紀美野町の一般会計補正予算（第３号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億６,５７５万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８２億６,２７２万３,０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年５月１８日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書の７ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

１３款分担金及負担金、２項２目民生費負担金１７０万円の減額補正で、学童保育の利用の負担金でございます。

１５款国庫支出金、１項１目民生費国庫負担金５８８万８,０００円の増額補正で、低所得者の介護保険料軽減負担金でございます。

２項１目総務費国庫補助金８,５７０万円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

２項２目民生費国庫補助金７万８,０００円の増額補正で、子ども・子育て支援交付金でございます。

続きまして、１６款県支出金、１項１目民生費県負担金２９４万４,０００円の増額補正で、低所得者の介護保険料軽減負担金でございます。

２項２目民生費県補助金７万８,０００円の増額補正で、子ども・子育て支援交付金でございます。

８ページにわたりまして、１９款繰入金、１項１目財政調整基金繰入金６,９１９万４,０００円の増額補正、１項５目ふるさとまちづくり応援基金繰入金３５７万円の増額補正で、それぞれの基金を取り崩して繰り入れてございます。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

それでは、予算に関する説明書の９ページをお開きください。

２款総務費で１項１４目に、きみの２０２０商品券事業費を新たに設け、４,９０６

万5,000円を計上してございます。これは先ほど、産業建設常任委員会の委員長報告のとおり、議会でも採択されたものを受けまして、新型コロナウイルス感染症の影響の下、町内の小売店などを利用していただくことにより、町内の経済活動の活性化と移動制限の施策にもつながるため、住民基本台帳に登録のある町民1人当たり5,000円の紀美野町商品券を世帯単位で配付する経費でございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費144万円の増額補正で、介護施設等で面会が制限されている対策として、タブレット端末を活用したデジタル面会支援事業の補助金を計上してございます。

1項12目介護保険事業費1,177万5,000円の増額補正で、介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

2項6目学童保育費23万5,000円の増額補正で、学童保育の衛生環境を確保するため次亜塩素酸水を拡散する超音波加湿器などの整備を行う経費でございます。

4款衛生費、1項2目予防費244万4,000円の増額補正で、職員の超過勤務手当30万4,000円と、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、防護服、ゴーグルなどを購入する費用214万円でございます。

10ページに移りまして、6款商工費、1項1目商工振興費9,368万1,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響で、町内の経済活動も停滞する中、事業者の経営状況も悪化しているため、個人事業者に10万円、法人事業者には20万円を感染症対策協力金として給付する経費でございます。

続きまして、9款教育費、1項教育総務費、3目教育諸費、小中学校再開に向け衛生環境を確保するため次亜塩素酸水を拡散する超音波加湿器などの整備を行う経費でございます。

2項小学校費、2目教育振興費277万円の増額補正。

続いて3目中学校費、2目教育振興費で234万円の増額補正で、共に新型コロナウイルス感染症の影響により家庭学習を支援するため、ドリル等の補助教材を購入する経費でございます。

11ページに移りまして、4項1目社会教育総務費11万3,000円の増額補正。

続いて5項1目保健体育総務費3万8,000円の増額補正で、共に貸館などの施設開放に向け、衛生環境を確保するため次亜塩素酸水を拡散する超音波加湿器などの整備を行う経費でございます。

以上、議案第44号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。どうかよろしく願いを申し上げます。

（総務課長 細谷康則君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） 1点だけ質疑します。予算説明書の9ページ、4款衛生費の保健衛生費の中の需用費、消耗品費としてゴーグルと防護服という説明であったんですが、具体的にどのような用途に使うのか。その点についての説明を求めます。

（6番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、田代議員の御質疑にお答えします。

4款予防費の需用費については、新型コロナウイルス感染拡大のために防護服とか、ゴーグルとか、手袋とかの購入について計上しているものでございますが、防護服、手袋、ゴーグルにつきましては、施設で万が一陽性者が発生した場合に、消毒作業が必要となります。そのための備品として購入するものでございます。数点ぐらいの在庫はあるんですけれども、今後、感染拡大のため、万が一のために購入するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 要は、町内で感染者が出た場合に、消毒とかそういうものに用いるために、ゴーグルとか防護服が必要だからということの答弁だと思いますが、PCR検査のそういうことを視野に入れているということではないんですね。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の御質疑にお答えします。

患者の対応については県が対応するということで、具体的に言うと海南保健所が担当のところになりますので、PCRの検査であるとか、そういうところの体制については、県のほうで予算計上して対応するという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） これは説明書の9ページのところで、2款1項、きみの2020商品券事業ということで、先ほどからいろいろと皆さん方御努力しているところでございますけれども、使えるところですね。どこで使えるのか。町内のところで、もちろん町内で使えなければ意味ないんですけれども、その辺はどういうところに使えるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、その下の社会福祉費の社会福祉総務費で、デジタル面会支援事業補助金ということで144万円ですね。そのうち財源内訳ですね、見てみましたら、その他で115万3,000円と、そうなっておりますけれども、このその他というのは何を指すのかお聞かせいただきたいと思います。

そして、その下の民生費、児童福祉費の学童保育ですね、ここで先ほど説明がございましたけれども、財源内訳のその他が170万円減額になって、それで一般財源で177万9,000円の増と、こういうふうになっています。これは何を意味しているのか。単なる財源が変わるということであるのか、それについて簡単に言うならば学童保育の保育で個人が払う分が減ったから減らすとか、いろいろ意味があるかというふうに思うんですけど、これについての説明をお願いしたいと思います。

あと、10ページですね、商工費で説明がございましたけれども、商工振興費の中の18節で、新型コロナウイルス感染症対策協力給付金で9,330万円ということで、法人または個人の事業者それぞれ20万円と10万円ということでございますけれども、これを申請さえすれば誰でももらえるというふうなものになるのか、その辺のところを説明を願いたいと思います。

もう1点、教育ですね、9款2項の小学校費、それから中学校費ですけれども、消耗品としてそれぞれ277万円と234万円。説明では、ドリルとかそういうふうな補助教材をこれでそれぞれにということでございますけれども、その他がそれぞれありますよね、財源内訳で。これは、補助していくということになるのか、その辺のところ、どういうふうな運営をされるのか合わせてお聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

まず、予算に関する説明書の9ページの、きみの2020商品券事業費のところ、使えるお店、取扱店という御質疑だと思います。まず、この委託料、商工会のほうに委託をします、商工会の加盟店の方はほとんどしていただけたと思います。加えて、当然、紀美野町が発行する商品券でありますので、町内に住所のあるほかの事業者、商工会に加盟はしていないんですけど、そういうほかにも事業所がたくさんありますので、そういう方に対しても募集をかけますので、ぜひともたくさんの方が募集していただいて、そしてより使い勝手のよいといいますか、たくさんの方で使えるように、こちらも努力してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) それでは、美濃議員の御質疑、予算に関する説明書の9ページ、民生費の1目社会福祉総務費の補正額の財源内訳について、これは何かという御質疑だったと思うんですけど、115万3,000円については、8ページのふるさとまちづくり応援基金繰入金を活用して、この事業を実施したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長(吉見将人君) 私からは、10ページ的美濃議員の6款1項1目18節の新型コロナウイルス感染症対策協力給付金の、申請すれば誰でもいただけるのかという御質疑でございます。

今回の給付金の目的ではございますが、新型コロナウイルスの感染症により売上げがかなり落ち込んでいる中で、業者が各店舗、それから事業所、それからそれぞれの職場において、コロナウイルスの感染症の拡大の原因となっているクラスター対策という部

分で、それに投資とか設備を入れていただけるためのお金、それからこれから回復に向かっていく中で、事業をいち早く再開するための資金と使っていただくため、自由なお金として使っていただくような給付金として考えております。

それで、御質疑の誰でもという点でございますが、これにつきましては税金の確定申告、それから町民税の申告で、あくまでも事業売上げとして申告された方を対象と考えております。

それから、令和2年から、新たに事業を開催された方。申告を全くされていない方に対しましても、税務署への開業届が提出されておれば対象とさせていただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 美濃議員の御質疑の9ページ目、3款2項6目、学童保育費の財源内訳でございます、170万円です。こちらのほうは、歳入のほうの7ページ目のところの13款2項2目2節の学童保育料の負担金のところの話にはなるのですが、学校が臨時休業により学童保育の必要性というのがますます大きくなってきています。3月2日から全国の小中学校の臨時休校の要請があったことから、保護者の負担を少しでも軽減するために学童保育所を休所せずに、ずっと開所を続けてきたところではあります。また、学童保育の時間につきましても、通常であれば春休みが明けてからは昼過ぎから夕方までという保育時間を、午前8時からの対応を行いまして、その分の保育料については保護者の方への負担を求めずに対応を行ってきたところではあります。今回、新型コロナウイルスによる休業要請によって、経済的に影響を受けた御家庭もあると考えられますので、経済的な負担の軽減ということで、学童保育料につきましては6月分から8月分までの学童保育料について無償化を行うということで、今回、財源の変更をさせていただいたものでございます。

続きまして、10ページ目のところです。9款2項2目、9款3項2目、それぞれ小学校費、中学校費の教育振興費でございます。それぞれ消耗品277万円と234万円の計上ですが、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴いまして、小中学校の臨時休業に当たり、児童生徒の学習支援として、各学校の教科書と併用できる学習補助教材の購入

に係る保護者負担分を支援するというものでございます。御家庭での学習で、本来毎年多ドリル学習を初めとして補助教材等については、それぞれ御家庭での負担として購入いただいているものでありますが、今回、家庭での学習をさらに強めていただくということで、問題集、またドリル等の補助教材の購入を行いたいということで考えております。小学生につきましては、1人1万円分、中学生につきましては1人2万円分の支援をいたします。児童生徒が使用する問題集やドリル、ノートなど家庭学習用として活用できるというのが、今回この対象とさせていただきたいと思っております。

それぞれ、あと財源内訳でございます。小学校費につきましては131万1,000円、中学校費については110万6,000円でございます。これは、8ページの繰入金、基金繰入金のふるさとまちづくり応援基金の繰入金でございます。教育目的、その他、充当先を指定しない基金の充当ということ、今回、こちらのほうの事業へ充当をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) それじゃあ9ページですね、説明資料9ページの商品券でございますけれども、商工会に加入している事業所とか、そういうところが皆使えると。そうすると、あとちなみにですけれども、例えば医療とか、極端な話、町の水道とか、そういうものはどうなってくるのか、ちょっとその辺の具体的なおところをお聞かせいただけたらと思います。

それから、いろいろと教育関係も、児童やまたその保護者の立場を考えられてされていると。結局、学童保育も、それから教材費、教育振興費のところでございます、それぞれ補助教材の費用も個人の負担はなしと、そういうことでよろしいのでしょうか。

それから、10ページの商工振興費の中の感染症対策協力給付金ですね、9,330万円。今も説明いただいたんですけども、その中で事業再開のというふうな言葉があったかというふうに思うんですけども、具体的にコロナによって収入が落ちたところというところもあったんですけども、基本的には申告をされている、要するにそれぞれ事業をやっているんだと、まだ新規に始めた人はまた別やけれども、取りあえず事業をやっていく、またこれから事業をやっていくという方に対して、この給付金が支給されるということでございますけれど、もう少し具体的に、事業再開というのはどういうふ

うな部分を指しておられるのか。それから、今大変、農業も厳しい状況にあったりして、かなり件数では多いかというふうに思うんですけど、その辺については、これも要するに事業をやってるんだということで申告をやっているところは、その対象になると。そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） それでは、お答えをしていきます。

まず、水道料金とかには使えないのかという話でございます。これは町が発行する商品券でありますので、それが町の水道料金であるとか税金とか、あるいはまた診療所とか公立病院、そういうところに使うということではできません。と申しますのも、何一つ経済効果にはつながりませんし、そういう類いのものではないので、町の関係の料金には使えません。ただ、個人の病院ですね、個人の医院さんでは使えればいいなという強い要望もありますので、この辺、実現するかどうかは分かりませんが、交渉はしていく覚悟ではいってます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 美濃議員の2回目の質疑にお答えします。

まず、再開の内容についてでございますが、まず1つ目は、いち早く事業を再開するためにお客を呼び寄せないと駄目だということでございまして、新聞への掲載、それからチラシやダイレクトメールの発送に係る集客の準備のための経費、それから各店舗が行う割引券やインターネットの販路拡大のための経費、それから農業におきましては、新たな売上げにつながるための種苗等の購入であったり、機器の購入であったり、次期作に向けた取り組むための経費など、そういうふうなものに自由に使っていただいて結構なお金というふうに考えております。

それから、農家についてですが、農家につきましても、やはり農業の申告が大前提となります。申告していただいております方を対象に、この給付金の対象としたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 10ページ目の教育振興費の小学校、中学校費の消耗品の関係でございます。保護者負担があるのかということでございますが、学年により

ましていろいろ購入するもの、単価が変わってございます。ですが、ほぼ賄えるものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） さきの商工振興費のところで、恐らくいろんな事業者や農家がこれによって救済されるということでございますが、そういうことだと思うんですが、要するに例えば農業であっても、また商業であっても同じだと思うんですが、まず申告をしていると。要するに事業をやってるんだということが示されなければならん。ただし、新規にこれからやるかということまでは別だということでございましたけれども。

それで、あとそうすると、それが1点で、それからこれからやるんだということについて、何らかのことをしなければならん。それが1つには新聞で出したり、あるいは割引券等をやるということでございますけれども、ほかにも例えば農業をやる場合、商店もそうだと思うんですけども、一旦休んどったけれどもとか、またやってたけれども、再開ということでは言われましたけれども、同じことをやるだけでは駄目なんですね。例えば、農家だったら何か1つ機械を買うとか、それから商店ならば何かそういうふうな新聞折り込みとか、そんなん以外に何らかのことをしなければもらえないと。1つの何らかのことをやらなきゃならん、それはどういうふうなことになってくるのか。もうちょっとその辺のところを説明をお願いしたいと思います。

教育については分かりました。大変な中、支援をされていくというので了解しました。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 美濃議員の3回目の質疑にお答えします。

先ほどちょっと私のほうで、いろんな使途、使い方について御説明をさせていただいたんですが、これは給付金でございますので、使途目的は基本的にはございません。先ほど、対象という単語を私、使いましたが、実は対象ではなくて、のようなものに使っていただくことで結構でございます。

それで、農業であったり、そういうところにでも今後どういうふうに使っていくべきかちゅうのは、各自各農家さんが考えていただける、各自自由に使っていただける給付金としてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第４４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります

これから議案第４４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第４５号 令和２年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第９、議案第４５号、令和２年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について議題とします。

説明をお願いします。

保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案書の１４ページをお開きください。

議案第４５号、令和２年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）。

令和２年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７億４,５０９万６,０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月18日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、予算に関する説明書の13ページをお開きください。

なお、今回の補正につきましては、先ほど議案説明させていただいた紀美野町介護保険条例の一部改正に伴うもので、保険料の軽減額について国2分の1、県と町4分の1を一般会計から繰り入れ、低所得者の1号保険料の軽減を行うためのものです。歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度分を1,177万5,000円の減額補正でございます。

続いて、7款1項5目低所得者保険料軽減繰入金、1節低所得者介護保険料軽減繰入金1,177万5,000円の増額補正でございます。

以上、簡単ですが議案説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第45号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(伊都堅仁君) 日程第10、閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

議会運営委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のと

おり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

○議長（伊都堅仁君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和２年第３回紀美野町議会臨時会を閉会します。

（午前１１時２２分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年5月18日

議 長 伊 都 堅 仁

議 員 北 道 勝 彦

議 員 向井中 洋 二